

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに帰すべき事由に基づき解雇等により雇用契約を終了した場合、当社が受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月未満で雇用契約を終了した場合 . . . 90%
- (2) 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で雇用契約を終了した場合 . . . 50%

ただし、「紹介予定派遣」の場合、派遣期間が終了した後、求人者が紹介により雇用した場合については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 / 27-ユ-302928